

公立病院改革プランの概要

[総括表]

団 体 名		長崎県平戸市					
プ ラ ン の 名 称		平戸市立病院改革プラン					
策 定 日		平成 21 年 3 月 31 日					
対 象 期 間		平成 21 年度 ~ 平成 23 年度 (期間中に不良債務を解消することができない場合は解消まで延長)					
病 院 の 現 状	病 院 名	国民健康保険平戸市民病院					
	所 在 地	長崎県平戸市草積町1125番地12					
	病 床 数	110床					
	診 療 科 目	内科、外科、小児科、整形外科、眼科、放射線科、リハビリテーション科					
公立病院として今後果たすべき役割(概要)		<p>(1) 平戸市の各医療機関との連携協力を密にし、国民健康保険はもとより他の公的医療保険制度及び公的介護保険制度の事業安定に貢献する事業を主眼とする病院。乳幼児から超高齢者までのあらゆる世代へ、保健・医療・福祉・介護のあらゆる事業を有機的包括的に提供する病院</p> <p>(2) がんの医療体制においては、早期診断・標準的診療及び療養支援を担う病院</p> <p>(3) 脳血管障害の医療体制においては、発症の早期診断と生命の維持を計りつつ高次機能病院への診療へと結びつける役割。回復期にあつては、心身の機能回復リハビリテーションを担い、維持期にあつては、日常生活への復帰及び維持のためのリハビリテーション、在宅療養生活の場では、療養支援を担う病院</p> <p>(4) 急性冠血管障害の医療体制においては、早期診断と治療、重症患者にあつては、生命の維持を計りつつ高次機能病院の診療に結びつける役割。回復期にあつては、薬物をはじめとする諸療法の継承及び再発予防を担う病院</p> <p>(5) 糖尿病の医療体制においては、その予防事業から初期診断と治療及び重症化防止を計る諸事業を担う病院</p> <p>(6) 小児医療体制においては、一般小児医療の提供及び二次小児医療機関医療へ結びつける役割</p> <p>(7) 救急医療体制においては、一次・二次救急医療を担う病院及び高次(三次)救急医療機関医療へ結びつける役割</p> <p>(8) 災害時の医療を担う病院</p> <p>(9) 平戸市保健福祉総合施設『サン・ケア平戸』の事業を支え診療圏域の予防保健・健診事業、介護福祉事業を推進する病院</p> <p>(10) 長崎県東北地域リハビリテーション支援センターとして、二次医療圏域にある他のリハビリテーション事業を行っている医療機関・福祉機関の連携を計り、県北医療圏域の地域リハビリテーション事業の要(かなめ)を担う病院</p> <p>(11) 長崎大学地域医療人育成事業「へき地病院再生支援・教育機構」教育拠点病院として、これからの地域包括ケアを担う医療人とりわけ総合医の育成を担う病院</p> <p>以上の事業を地域包括ケアの理念の下実践する。</p>					
一般会計における経費負担の考え方(繰出基準の概要)		総務省自治財政局長通知に基づく繰出基準及び地方交付税(特別交付税を含む)の算入額を考慮し負担区分を明確化(別紙1)					
経 営 効 率 化 に 係 る 計 画	財務に係る数値目標(主なもの)	19年度実績	20年度(見込み)	21年度	22年度	23年度	備考
	経常収支比率	95.0	95.1	96.6	108.7	108.5	
	医業収支比率	96.8	96.9	90.8	102.6	102.6	
	職員給与比率	57.3	56.8	55.5	52.4	51.9	
	職員給与比率(含退職負担金)	62.0	62.0	66.5	57.7	57.1	
	患者1人1日当たり収入額(入院)	20,522	21,516	21,000	22,000	22,000	

					団体名 (病院名)	長崎県平戸市 (国民健康保険平戸市民病院)	
	患者1人1日当たり収入額(外来)	5,962	6,100	6,100	6,100	6,100	
	不良債務比率	13.7	15.9	16.7	3.3	-	
	累積欠損金比率	20.0	25.8	30.4	19.3	10.4	
上記数値目標設定の考え方		・早期の経常黒字化を目指し、平成23年度までに不良債務の解消を目指す。(不良債務解消の目標年度:23年度)					
公立病院としての医療機能に係る数値目標(主なもの)		19年度実績	20年度 (見込み)	21年度	22年度	23年度	備考
1日平均入院患者数(一般)		57.6	55.2	55	56	57	
1日平均入院患者数(療養)		50.1	47.2	50	50	50	
2日平均入院患者数(全体)		107.7	102.4	105	106	107	
1日平均外来患者数		280.3	275.9	265	275	280	
病床利用率(全体)		97.7	93.1	95.0	96.4	97.3	
平均在院日数(一般)		20.0	17.5	21.0	20.0	19.0	
時間外救急患者取扱人数		3,747	3,600	3,700	3,700	3,700	
時間外救急自動車搬送人数		173	180	180	180	180	
手術件数		198	280	70	190	200	
(うち眼科)		124	220	-	100	100	
経営効率化に係る計画	数値目標達成に向けての具体的な取組及び実施時期	財務内容の分析の充実	・部門ごとの収支状況の分析を行い、不採算部門の経営改善や委託化・直営化等を常に検討し、コストの削減を図る。(平成21年度予定)				
		医療職給与表の採用	・病院事業の現在の給与体系は、医師を除き行政職給料表を採用しているが、専門職(医療技術者)については医療職給料表への移行を行い、コストの縮減を図るとともに医療技術者の確保に努める。(平成21年度予定)				
		病院間の医師連携の充実	・平成17年の市町村合併時より医師の相互交流を行い、両病院の異なる診療科の補填を行うとともに医療サービスの充実に努めている。特に、平戸市民病院においても近年の医師不足により外科手術が減少傾向にあることから、医師連携による手術件数の増加を図る。(平成17年度以降実施)				
		人件費の抑制	・医業収益に占める人件費の比率が極めて高く、経営悪化の一因となっている。平成19年度から一般会計の給与の定率カットと並行して病院事業においても給与の5%カットを行っており、改革プランの計画期間中は原則として継続するものとし、改革プランの進捗状況と合わせ逐次見直しを行う。(平成19年度以降実施)				
		事務の効率化による職員数の削減	・財務会計システムの導入や契約事務の一部一元化等により事務の簡素化を図り、事務部門の職員数の削減を図る。(平成20年度実施)				
		契約形態の見直しによる経費の節減	・長期継続契約等により契約形態を見直しコストの削減を図る。(平成20年度実施)				
		人工腎臓透析の充実	・臨床工学技士(ME)の採用により人工腎臓透析業務のサービス向上を図るとともに、専門医の確保に努め人工腎臓透析の充実を図る。(平成22年度予定)				
		医師定数確保による医療体制の充実	・医師の確保に努め医師定数を充足することにより医療の質の向上を目指す。また、医師定数を確保することにより、療養病棟環境加算を確保し、医業収益の維持に努める。(平成22年度予定)				
		看護基準の変更による収益増加	・一般病棟の看護基準を13対1看護体制から10対1看護体制へ変更し医業収益の増加を図る。(平成22年度予定)				
		看護体制の見直しによる時間外手当の削減	・一般病棟の看護基準の変更に伴い夜勤業務の体制を見直し時間外勤務手当の削減に努める。(平成22年度予定)				

団体名
(病院名)

長崎県平戸市
(国民健康保険平戸市民病院)

	各年度の収支計画	別紙2のとおり	
その他の特記事項	病床利用率の状況	平成17年度 96.0% 平成18年度 98.4% 平成19年度 97.7%	
	病床利用率の状況を踏まえた病床数等の抜本見直し、施設の増改築計画の状況等	平成8年4月の開設以降常に90%後半の病床利用率を維持しており、早期の段階での病床数の減少は考えられない状況にある。しかしながら、国の方針により介護病床については老健施設等への転換も検討の必要があり、市内の施設の整備状況を見ながら改革プランの見直しと併せて検討する。	
再編・ネットワーク化に係る計画	二次医療圏内の公立病院等配置の状況	市立病院が属する県北地域保健医療圏は、長崎県の保健医療計画における基準病床数843床に対して、既存病床数は1,307床と病床過剰地域となっているが、その大半が各中心市街地に集中しており、旧平戸市の中南部地域では、平戸市民病院が病床施設を有する唯一の医療機関である。	
	都道府県医療計画等における今後の方向性	平成20年8月に長崎県が設置した「公立病院改革プラン検討協議会」において「平戸市民病院については、地理的条件、民間病院の偏在性を考慮し、現在の医療機能は維持しながら、地域病院として存続させる。」との報告がなされている。	
	再編・ネットワーク化計画の概要及び当該病院における対応計画の概要 (注)1 詳細は別紙添付 2 具体的な計画が未定の場合は、検討・協議の方向性、検討・協議体制、検討・協議のスケジュール、結論を取りまとめる時期を明記すること。	<table border="1"> <tr> <td><時期> 平成22年度</td> <td><内容> 療養病床については国の方針が流動的であることや、療養病床入院患者の受け皿として、介護老人保健施設(病院併設型を含む)等の中間施設の整備が必要ともあり、平成22年度を目途に方針を決定する。</td> </tr> </table>	<時期> 平成22年度
<時期> 平成22年度	<内容> 療養病床については国の方針が流動的であることや、療養病床入院患者の受け皿として、介護老人保健施設(病院併設型を含む)等の中間施設の整備が必要ともあり、平成22年度を目途に方針を決定する。		
経営形態見直しに係る計画	経営形態の現況 (該当箇所に <input checked="" type="checkbox"/> を記入)	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法財務適用 <input type="checkbox"/> 公営企業法全部適用 <input type="checkbox"/> 地方独立行政法人 <input type="checkbox"/> 指定管理者制度 <input type="checkbox"/> 一部事務組合・広域連合	
	経営形態見直し(検討)の方向性 (該当箇所に <input checked="" type="checkbox"/> を記入、検討中の場合は複数可)	<input checked="" type="checkbox"/> 公営企業法全部適用 <input type="checkbox"/> 地方独立行政法人 <input type="checkbox"/> 指定管理者制度 <input type="checkbox"/> 民間譲渡 <input type="checkbox"/> 診療所化 <input type="checkbox"/> 老健施設など、医療機関以外の事業形態への移行	
	経営形態見直し計画の概要	<table border="1"> <tr> <td><時期> 平成20年度</td> <td><内容> 地方公営企業法の全部適用により平成21年度から事業管理者を設置し、経営責任を明確化するとともに医療制度の改変に即応した柔軟な病院運営を行い、同制度への移行により成果があらならない場合は他の経営形態へ移行の検討を行う。</td> </tr> </table>	<時期> 平成20年度
<時期> 平成20年度	<内容> 地方公営企業法の全部適用により平成21年度から事業管理者を設置し、経営責任を明確化するとともに医療制度の改変に即応した柔軟な病院運営を行い、同制度への移行により成果があらならない場合は他の経営形態へ移行の検討を行う。		
点検・評価・公表等	点検・評価・公表等の体制(委員会等を設置する場合その概要)	有識者や地域住民等の参加を得た評価委員会等を設置し、点検・評価を行う予定	
	点検・評価の時期(毎年月頃等)	<ul style="list-style-type: none"> 点検・評価は毎年10月末頃実施予定 公表は毎年12月頃病院広報誌及び市広報誌で公表予定 	
	その他特記事項	<p>以下の項目について実施し評価委員会等において点検・評価します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 職員の意識改革 <ul style="list-style-type: none"> 業務改善に関する委員会の強化(サービス向上委員会、接遇リーダーの設置等) 接遇研修の定期的な実施 職員の意識調査のための定期的なアンケートの実施 市民との協働と地域社会への貢献 <ul style="list-style-type: none"> 出前講座の計画的実施 道路アダプト事業等への積極的取り組みによる地域社会への貢献 	

(別紙2)

団体名 (病院名)	長崎県平戸市 (国民健康保険平戸市民病院)
--------------	--------------------------

1. 収支計画 (収益的収支)

(単位:千円、%)

区分		年度					
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収	1. 医 業 収 益 a	1,286,032	1,321,364	1,312,591	1,291,771	1,396,382	1,411,884
	(1) 料 金 収 入	1,179,073	1,216,363	1,217,978	1,178,161	1,282,168	1,297,670
	(2) そ の 他	106,959	105,001	94,613	113,610	114,214	114,214
	うち他会計負担金	21,609	19,833	20,619	42,217	40,000	40,000
	2. 医 業 外 収 益	71,357	69,903	67,135	176,208	181,081	179,878
	(1) 他会計負担金・補助金	62,796	62,411	61,204	169,398	174,261	173,058
	(2) 国 (県) 補 助 金						
	(3) そ の 他	8,561	7,492	5,931	6,810	6,820	6,820
	経 常 収 益 (A)	1,357,389	1,391,267	1,379,726	1,467,979	1,577,463	1,591,762
	入	1. 医 業 費 用 b	1,389,261	1,365,031	1,355,177	1,422,179	1,360,949
(1) 職 員 給 与 費 c		773,852	756,800	745,877	716,954	732,330	732,730
(2) 材 料 費		180,021	182,654	180,760	185,050	189,000	189,000
(3) 経 費		306,250	310,674	318,451	422,032	341,195	343,664
(4) 減 価 償 却 費		118,145	111,312	104,357	92,977	92,424	101,957
(5) そ の 他		10,993	3,591	5,732	5,166	6,000	9,000
2. 医 業 外 費 用		102,794	99,757	96,349	97,878	89,670	90,338
(1) 支 払 利 息		72,672	71,724	69,952	68,877	64,691	63,219
(2) そ の 他		30,122	28,033	26,397	29,001	24,979	27,119
経 常 費 用 (B)		1,492,055	1,464,788	1,451,526	1,520,057	1,450,619	1,466,689
経 常 損 益 (A) - (B) (C)		134,666	73,521	71,800	52,078	126,844	125,073
特別損益	1. 特 別 利 益 (D)						
	2. 特 別 損 失 (E)	957	1,940	2,042	3,001	3,000	3,000
	特別損益 (D) - (E) (F)	957	1,940	2,042	3,001	3,000	3,000
純 損 益 (C) + (F)		135,623	75,461	73,842	55,079	123,844	122,073
累 積 欠 損 金 (G)		188,643	264,104	337,946	393,025	269,181	147,108
不良債務	流 動 資 産 (ア)	218,718	240,534	256,000	258,000	258,000	258,000
	流 動 負 債 (イ)	372,402	422,045	464,925	473,827	303,411	120,821
	うち一時借入金	321,270	367,692	395,106	402,008	231,592	49,002
	翌年度繰越財源(ウ)						
	当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 (I)						
差引 不 良 債 務 (オ)	153,684	181,511	208,925	215,827	45,411	137,179	
不 良 債 務 差 引 { (イ)-(I) } - (ア)-(ウ) }		153,684	181,511	208,925	215,827	45,411	137,179
単 年 度 資 金 不 足 額 ()		95,440	27,827	27,414	6,902	170,416	182,590
経 常 収 支 比 率 $\frac{(A)}{(B)} \times 100$		91.0	95.0	95.1	96.6	108.7	108.5
不 良 債 務 比 率 $\frac{(オ)}{(ア)} \times 100$		12.0	13.7	15.9	16.7	3.3	9.7
医 業 収 支 比 率 $\frac{(C)}{(B)} \times 100$		92.6	96.8	96.9	90.8	102.6	102.6
職 員 給 与 費 対 医 業 収 益 比 率 $\frac{(C)}{(a)} \times 100$		60.2	57.3	56.8	55.5	52.4	51.9
地方財政法施行令第19条第1項 により算定した資金の不足額 (H)		153,684	181,511	208,925	215,827	45,411	137,179
地方財政法上の資金不足の割合 $\frac{(H)}{(ア)} \times 100$		12.0	13.7	15.9	16.7	3.3	9.7
地方公共団体の財政の健全化に関する法律上の 資金不足比率		11.7	13.5	15.7	16.5	3.0	9.9
病 床 利 用 率		98.4	97.7	93.1	95.0	96.4	97.3

()N年度における単年度資金不足額については、次の算式により算出すること。

「N年度 単年度資金不足額」= (「N年度の不良債務額」- 「N-1年度の不良債務額」)

・不良債務額が負の数となる場合(不良債務が発生しない場合)においても負の数で上記単年度資金不足額を算出すること
例)「22年度単年度資金不足額 30百万円」= (「22年度不良債務額 20百万円」- 「21年度不良債務額10百万円」)

団体名 (病院名)	長崎県平戸市 (国民健康保険平戸市民病院)
--------------	--------------------------

2. 収支計画(資本的収支)

(単位:千円、%)

区分		年度					
		18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収 入	1. 企業債	25,500	128,900	20,100	14,300	85,600	37,300
	2. 他会計出資金						
	3. 他会計負担金	92,527	90,067	72,034	79,773	90,023	81,543
	4. 他会計借入金						
	5. 他会計補助金		39,375	20,000	14,300	85,400	37,300
	6. 国(県)補助金		6,300				
	7. その他						
	収入計 (a)	118,027	264,642	112,134	108,373	261,023	156,143
	うち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額 (b)						
	前年度許可債で当年度借入分 (c)						
純計(a) - {(b) + (c)} (A)	118,027	264,642	112,134	108,373	261,023	156,143	
支 出	1. 建設改良費	28,008	175,833	46,128	31,430	181,631	74,643
	2. 企業債償還金	139,096	140,773	111,404	128,401	132,223	135,059
	3. 他会計長期借入金返還金	45,925	20,925	20,925			
	4. その他						
	支出計 (B)	213,029	337,531	178,457	159,831	313,854	209,702
差引不足額 (B) - (A) (C)	95,002	72,889	66,323	51,458	52,831	53,559	
補 て ん 財 源	1. 損益勘定留保資金					7,420	53,559
	2. 利益剰余金処分量						
	3. 繰越工事資金						
	4. その他						
計 (D)	0	0	0	0	7,420	53,559	
補てん財源不足額 (C) - (D) (E)	95,002	72,889	66,323	51,458	45,411	0	
当年度同意等債で未借入 又は未発行の額 (F)							
実質財源不足額 (E) - (F)	95,002	72,889	66,323	51,458	45,411	0	

- 複数の病院を有する事業にあっては、合計表のほか、別途、病院ごとの計画を作成すること。
- 金額の単位は適宜変更することも可能。(例)千円単位。

3. 一般会計等からの繰入金の見通し

(単位:千円)

	18年度(実績)	19年度(実績)	20年度(見込)	21年度	22年度	23年度
収益的収支	() 84,405	() 82,244	() 81,823	() 211,615	() 214,261	() 213,058
資本的収支	() 92,527	() 129,442	() 92,034	() 94,073	() 175,423	() 118,843
合計	() 176,932	() 211,686	() 173,857	() 305,688	() 389,684	() 331,901

(注)

- ()内はうち基準外繰入金額を記入すること。
- 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰出金について」(総務省自治財政局長通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいうものであること。